

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山口県
宇部市

2 構造改革特別区域の名称

宇部地域産学公連携研究開発促進特区

3 構造改革特別区域の範囲

宇部市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地域の特色、産業構造について

山口県宇部地域は、古くから石炭産業を中心に発展してきたが、1960～70年代にかけて、化学工業への産業構造転換を成し遂げ、医薬品、農薬品、化学製品、樹脂、セメントなどの生産により、工業出荷額も大幅な伸びを示してきた。

また、「高度技術工業集積地域開発促進構想（テクノポリス構想）」及び「頭脳立地構想」に基づき、高度技術産業の集積形成に向けた様々なプロジェクトを推進した経緯から、新たな事業展開に意欲的に取組む企業が集積している。これらの企業では、蓄積された技術を活用し、新技術開発・新製品開発を積極的に進めており、その成果をもとに、電子部品産業、環境関連産業、情報通信関連産業などの新たな分野へ展開する事例が増加している。

今後とも、新技術・新製品開発が多様な分野において進められ、これに伴う新事業への展開が期待されているが、この取組みを一層促進するためには、大学の技術シーズの活用や、その担い手として期待されるベンチャー企業の創業支援及び育成が重要な課題となっている。

(2) 試験研究機関等の集積の状況について

本地域には、山口大学医学部・大学院医学研究科、工学部・大学院理工学研究科、地域共同研究開発センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなど山口大学の教育研究施設をはじめ、宇部工業高等専門学校や、公設試験研究機関である山口県産業技術センターなどの学術・研究機関が集積している。

また、本地域の企業には、研究開発部門を有し、高度な技術開発を行う企業も多く、また、(株)超高温材料研究センターのようなナショナルプロジェクトを推進する研究・開発型の企業立地もある。

(3) 産学官連携の取組み状況について

本地域においては、学術・研究機関や意欲ある企業の集積を背景として、産学官連携の取組みが活発である。

山口大学の取組みについて

本県最大の高等教育研究機関である山口大学^(注1)においては、従前より、「学内外とのボーダレスな相互作用を通じて、地域産業の活性化と大学自身の活性化・飛躍を目指す」という考えのもとで、産学官連携の取組みや、技術シーズの民間への移転が盛んに行われている。これまでも、中国・九州地方で最も早くTLO^(注2)を設立し、また、産学官共同研究に関しても、全国有数の実績^(注3)を誇っている。

また、平成14年には、学長直轄の機関として「産学公連携・創業支援機構^(注4)」を設置し、山口大学の産学官連携及び創業支援の抜本的強化を行い、併せて、共同研究件数や大学発ベンチャー創出件数などの目標数値を設定し、この実現に向け、積極的に取り組んでいる。

さらに、平成15年4月には、「産学公連携・創業支援機構」の下に「地域共同研究開発センター」、「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー」及び「ビジネス・インキュベーション施設」の3施設の完全機能統合を図り、TLOとの連携のもと、技術移転型及び研究成果育成型のベンチャー育成を強力に推進することとしている。

注1) 医学部及び工学部が宇部市に、人文学部、理学部、教育学部、経済学部、農学部及び本部は山口市に立地。

注2) 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転促進機関。(有)山口ティー・エル・オーの技術移転実績は全国27TLO中第5位。

注3) 平成13年度の共同研究実績は全国国立大学中第10位。

注4) 山口県においては、産学官を産学公(Publicの意味を含む)と称している。

但し、本申請においては、特区の名称及び機構の名称などの固有名詞以外は、「産学官」という標記で統一する。

宇部工業高等専門学校の実績について

宇部工業高等専門学校においては、平成13年に、地域の産業界と連携し技術等の交流を通じた地域の発展を目的とする「宇部高専 T & B (テック アンド ビジネス コラボレイト)」を設立するなど、産学官連携に積極的に取り組んでいる。

宇部市の取組みについて

宇部市においては、地域の産学官により、医療福祉、環境、情報の3分野を中心とする研究会を設置し、具体的なプロジェクトを展開している。特に、医療福祉、環境分野では、産学官共同研究による新製品開発及び特許出願に至る成果がみられるところである。

さらに、平成14年度には、山口大学工学部・医学部、宇部工業高等専門学校、山口県産業技術センター等の研究者で「企業ニーズ対応型リエゾンチーム」を結成し、定期的に地域企業との面談会を実施し、地域企業のニーズに密着した課題解決に当たっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

山口大学、宇部工業高等専門学校などの学術研究機関、山口県産業技術センター、研究開発部門を有する企業が集積し、産学官連携の実績が多数ある宇部地域においては、公設の研究開発施設の開設が相次ぎ予定されており、また、知的クラスター創成事業や地域新生コンソーシアム研究開発事業などの研究開発プロジェクトに積極的に取り組んでいる。

このような大学・研究施設・企業の集積による技術・人材のストックを生かし、現在推進している研究開発のための基盤整備や研究開発プロジェクトの取組みと相まって、産学官連携に資する規制緩和などの諸施策を実施することにより、産学官連携による研究開発を一層促進し、創造的で意欲的なベンチャー企業等による新事業の展開及び新産業の創出を加速的に進めるものである。

なお、本特区計画の実施主体である山口大学の独立行政法人化(平成16年4月予定)に伴い、特例措置の対象となる規制自体がなくなることから、平成15年度をもって本特区計画は終了することとなるが、山口大学においては、本特区計画における先行的な取組みを弾みとして、産学官連携や創業支援をより一層推進することとしている。

6 構造改革特別区域計画の目標

産学官連携による研究開発を活発化し、ベンチャー企業等による研究成果の事業化を促進することにより、新たな産業を創出し、雇用の創出並びに地域経済の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 国の構造改革・雇用対策本部決定（平成13年9月20日）の「大学発ベンチャー1000社創出」や、「中国地域発展のための産学官連携マスタープラン（平成14年2月）」を踏まえ、山口県及び県内各機関においては、産学官の連携に係る平成14年度から16年度までの3年間の目標数値の設定を行っており、この目標の達成に向けて主体的かつ積極的に取り組むこととしている。

本特区計画の特例措置を受ける山口大学では、目標数値の「特許出願件数」「技術移転件数」「大学発ベンチャー創出」の各項目について、本特区計画による規制緩和の実施を契機に、一層の産学官連携の取組強化を図り、表1のとおり平成14年度を上回る目標数値を設定し、その達成を目指している。

(2) また、山口県においては、2010年を展望した県勢振興の目標とその実現のための方策を示した「やまぐち未来デザイン21」において、「産業フロンティア創造夢戦略」として、産学官共同研究件数、特許出願件数、創造的事業活動企業数に係る2010年度（平成22年度）の指標を掲げている。

本特区計画の特例措置を受けることを契機として、産学官連携の研究開発の一層の推進を図ることにより上記指標の早期達成を目指し、ベンチャーの創出や新事業の展開を通じて、雇用の創出及び地域経済の活性化を図る。

表1 産学官連携関係機関における目標数値の設定状況（抜粋）

区 分	山口大学			宇部・小野田	山口県
	H14実績	H15 目標	H16目標		
特許出願件数	300件			-	450件
	40件	110件	150件		
技術移転件数（特許等）	60件			-	120件
	13件	23件	24件		
大学(高専)発ベンチャー創出	30件			40件	50件
	2件	12件	16件		

（備考） 「山口大学」は、山口大学の目標数値（平成14年4月策定）を上段に示し、下段に各年度の目標数値（平成14年度は実績）を示す。

「宇部・小野田」は、宇部市・小野田市の大学、商工会議所、行政で構成する「宇部小野田地域産学官連携協議会」が定めた目標数値（平成14年7月策定）。

「山口県」は、県内産学官関係機関で構成する「山口県産学官連携イノベーション創出推進委員会」が定めた「山口県産学官連携アクションプログラム」の目標数値（平成14年11月策定）。

- は、目標数値が設定されていないもの。

目標期間は、いずれも平成14年度から16年度までの3年間。

表2 「やまぐち未来デザイン21」における指標の設定状況（抜粋）

区 分	平成22年度
産学官共同研究件数	370件
特許出願件数	2,300件
創造的事業活動企業数（累積）	130社

（備考） 「産学官共同研究件数」、「特許出願件数」は単年度目標数値。創造的事業活動企業数は累積目標数値。

「産学官共同研究件数」の平成22年度目標数値については、平成14年度に行った政策評価制度検討の中で、目標数値の上方修正を行っている。

8 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）	別紙 1
国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）	別紙 2
国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（813,815）	別紙 3

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本特区計画は、大学・研究施設・企業が集積する宇部地域の技術・人材のストックを生かし、以下の(1)から(4)をはじめとする研究開発のための基盤整備や研究開発プロジェクトなどの関連事業の取組みと相まって、山口大学の「産学公連携・創業支援機構」の試験研究機器の民間開放や廉価使用条件緩和という産学官連携に資する規制緩和を実施することにより、産学官連携による研究開発を一層促進し、創造的で意欲的なベンチャー企業等による新事業の展開及び新産業の創出を加速的に進めようとするものである。

なお、本特区計画の実施主体である山口大学の独立行政法人化(平成16年4月予定)に伴い、特例措置の対象となる規制自体がなくなることから、本特区計画は終了することとなるが、山口大学においては、本特区計画における先行的な取組みを弾みとして、産学官連携や創業支援をより一層推進することとしている。

また、本特区計画で掲げた試験研究施設の民間開放促進策については、利用者の利益維持の観点から、独立行政法人への移行後においても、引き続き実施していくこととしている。

(1) 産学官連携研究開発プロジェクト

現在推進中の産学官連携による研究開発プロジェクトは以下のとおりである。

知的クラスター創成事業【文部科学省】

世界最高水準の高照度白色LED技術の活用などにより、国際競争力のある次世代医療機器の開発を目指して、平成14年度より試行地域として最長3カ年の事業を推進中。(将来的には本格事業への移行を目指す。)

地域新生コンソーシアム研究開発事業【経済産業省】

宇部地域関連での共同研究開発事業として、5プロジェクトを推進中。

産学官共同研究開発事業

上記のほか、宇部地域内の研究機関において、多数の産学官共同研究を実施中。

平成13年度実績：185件の産学官共同研究(受託研究を含む)を実施

内訳：山口大学医学部・工学部	158
宇部工業高等専門学校	2
県産業技術センター	25

(2) 研究開発施設の整備

平成15年度以降、宇部地域において開設予定の研究開発施設は、以下のとおりである。

- 宇部市メディカル・クリエイティブセンター（平成15年4月開設予定）
- 山口大学ビジネス・インキュベーション施設（平成15年6月開設予定）
- 山口県新事業創造支援センター（平成15年度着工予定）
- 宇部市中小企業事業化支援施設（平成15年度着工予定）
- 宇部高専地域共同テクノセンター（平成15年度着工予定）

(3) 重点育成分野における新産業創出

山口県においては、県経済の活性化と魅力ある雇用の場を創出していくため、平成13年3月策定の「産業振興ビジョン21」において、今後の成長が期待される「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」の4分野を「重点育成分野」として位置付けている。県としては、産学官連携のもと、創造的な人材の育成や核となる技術の研究開発、必要なインフラの整備など、重点育成分野における新事業の展開及び新産業を創出するための環境づくりに積極的・重点的に取り組んでいる。

(4) 「山口県産学官連携イノベーション推進委員会」の取組み

国の構造改革・雇用対策本部決定（平成13年9月20日）の「大学発ベンチャー1000社創出」を踏まえ、中国地域においては、全国初めての取組みとして、平成14年2月「中国地域産学官連携サミット」を開催し「中国地域発展のための産学官連携マスタープラン」を採択した。

これを受け、山口県は、産学官関係機関により構成する「山口県産学官連携イノベーション創出推進委員会」を創設し、今後3年間の数値目標と具体的行動計画を定めた「山口県産学官連携アクションプログラム」を平成14年11月に策定した。（目標数値の概要は、5頁の表1参照）

なお、目標期間の中間年度である平成15年度においては、各数値目標の年度平均（各数値目標の3分の1）の値を「年度目標」として設定している。

今後、産学官の各機関は、この目標の達成に向けて主体的に取り組んでいくこととしているが、県としては、この取組みの牽引役として、産学官連携体制の整備と、コーディネート機能の強化による新たな共同研究開発プロジェクトの立ち上げ、技術移転・事業化等の支援体制の整備を図っているところである。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙 1

1 特定事業の名称

番号 704

特定事業の名称 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山口大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

山口大学

(2) 事業が行われる区域

山口大学産学公連携・創業支援機構

(地域共同研究開発センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー)

(3) 事業の実施期間

計画の認定の日から平成16年3月31日(山口大学の独立行政法人化の前日)まで

(4) 事業により実現される行為

特区内に所在する国の試験研究施設を使用して、産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、手続きの迅速化を図る。

具体的には、地域共同研究開発センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリー内に設置された試験研究施設について、ビジネス・インキュベーション施設入居者をはじめとする民間企業等からの使用希望があった場合、手続きの迅速化を図る。

なお、ビジネス・インキュベーション施設については、大学の権限で使用許可が可能であり、本特定事業の対象外である。

(5) その他の事業内容

該当なし。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

宇部地域においては、山口大学、宇部工業高等専門学校を中心に、知的クラスター創成事業（文部科学省）や地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省）をはじめとする、産学官連携による研究開発プロジェクトが多数進んでいる。

特に、山口大学においては、平成14年に「産学公連携・創業支援機構」を設置し、産学官連携及び創業支援の抜本的強化を行い、学内外とのボーダレスな相互作用を通じて、地域産業の活性化と大学自身の活性化・飛躍を目指している。

この機構における主要機能（施設）については、以下のとおりであり、ハード的にも、管理・運営面においても一体的なものとなっている。

平成3年、学内研究者と民間企業研究者との共同研究を通じ科学技術の振興と地域社会の発展に貢献することを目的とする「地域共同研究開発センター」の開設（施設は平成5年度に整備）

平成9年、ベンチャー精神に富んだ創造的な大学院生や若手研究者の養成を目的とする「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー」の開設

平成15年春、山口大学発ベンチャーの起業支援等を行う「ビジネス・インキュベーション施設」の開設

一方、民間企業による試験研究機器の使用については、大学と民間企業の間での共同研究の中で行われている。このため、共同研究契約終了後に民間企業のスポット利用の希望が生じた場合などにおいては、十分な対応がなされなかったところである。

今般、「産学公連携・創業支援機構」に係る一連の施設整備がビジネス・インキュベーション施設（平成15年6月入居開始予定）の整備をもって終了し、新規事業の創出を図るための研究開発基盤が整備された。

これを契機として、地域共同研究開発センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリー内に設置された試験研究施設について、ビジネス・インキュベーション施設入居者をはじめとする民間企業等からの使用希望があった場合、この適否を迅速に判断する“利用しやすい環境づくり”を行うことにより、産学官の連携による共同研究開発を促進する。

(2) 要件適合性を認めた根拠

該当なし（特区基本方針においては、本特定事業に関する特段の定めなし）

(3) 認定後の通知等の手続きの実施方法や弊害の防止措置の概要

該当なし（特区基本方針においては、本特定事業に関する特段の定めなし）

別紙 2

1 特定事業の名称

番号 705

特定事業の名称 国の試験研究施設の使用の容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山口大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

山口大学

(2) 事業が行われる区域

山口大学産学公連携・創業支援機構

(地域共同研究開発センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー)

(3) 事業の実施期間

計画の認定の日から平成16年3月31日(山口大学の独立行政法人化の前日)まで

(4) 事業により実現される行為

特区内に所在する国の試験研究施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、使用を許可することとする。

具体的には、地域共同研究開発センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリー内に設置された試験研究施設について、ビジネス・インキュベーション施設入居者をはじめとする民間企業等からの使用希望があった場合、産学官連携の促進に資するものであると認められ、かつ大学の教育・研究活動に支障がない限りにおいて、使用を許可する。

なお、ビジネス・インキュベーション施設については、大学の権限で使用許可が可能であり、本特定事業の対象外である。

(5) その他の事業内容

該当なし。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

宇部地域においては、山口大学、宇部工業高等専門学校を中心に、知的クラスター創成事業（文部科学省）や地域新生コンソーシアム研究開発事業（経済産業省）をはじめとする、産学官連携による研究開発プロジェクトが多数進んでいる。

特に、山口大学においては、平成14年に「産学公連携・創業支援機構」を設置し、産学官連携及び創業支援の抜本的強化を行い、学内外とのボーダレスな相互作用を通じて、地域産業の活性化と大学自身の活性化・飛躍を目指している。

この機構における主要機能（施設）については、以下のとおりであり、ハード的にも、管理・運営面においても一体的なものとなっている。

平成3年、学内研究者と民間企業研究者との共同研究を通じ科学技術の振興と地域社会の発展に貢献することを目的とする「地域共同研究開発センター」の開設（施設は平成5年度に整備）

平成9年、ベンチャー精神に富んだ創造的な大学院生や若手研究者の養成を目的とする「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー」の開設

平成15年春、山口大学発ベンチャーの起業支援等を行う「ビジネス・インキュベーション施設」の開設

一方、民間企業による試験研究機器の使用については、大学と民間企業の間での共同研究の中で行われている。このため、共同研究契約終了後に民間企業のスポット利用の希望が生じた場合などにおいては、十分な対応がなされなかったところである。

今般、「産学公連携・創業支援機構」に係る一連の施設整備がビジネス・インキュベーション施設（平成15年6月入居開始予定）の整備をもって終了し、新規事業の創出を図るための研究開発基盤が整備された。

これを契機として、地域共同研究開発センター及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリー内に設置された試験研究施設について、ビジネス・インキュベーション施設入居者をはじめとする民間企業等からの使用希望があった場合、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると認められ、かつ大学の教育・研究活動に支障がない限りにおいて使用を許可する“利用しやすい環境づくり”を行うことにより、産学官の連携による共同研究開発を促進する。

(2) 要件適合性を認めた根拠

該当なし（特区基本方針においては、本特定事業に関する特段の定めなし）

(3) 認定後の通知等の手続きの実施方法や弊害の防止措置の概要

該当なし（特区基本方針においては、本特定事業に関する特段の定めなし）

別紙 3

1 特定事業の名称

番号 813、815

特定事業の名称 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

山口大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

山口大学

(2) 事業が行われる区域

山口大学産学公連携・創業支援機構（地域共同研究開発センター、ベンチャービジネスラボラトリー、ビジネス・インキュベーション施設）

(3) 事業の実施期間

計画の認定の日から平成16年3月31日（山口大学の独立行政法人化の前日）まで

(4) 事業により実現される行為

「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」「社会基盤」の5つの特定分野に係る起業等を予定し、かつ研究開発促進法の条件(特区法による特例条件)を満たす者については、ビジネス・インキュベーション施設をはじめとする産学公・創業支援機構の試験研究施設に係る使用料について、1/2を上限とする減免措置を講じる。

(5) その他の事業内容（分野の特定について）

山口県においては、県経済の活性化と魅力ある雇用の場を創出していくため、平成13年3月策定の「産業振興ビジョン21」において、今後の成長が期待される「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」の4分野を「重点育成分野」に位置付けている。県としては、産学官連携のもと、創造的な人材の育成や核となる技術の研究開発、必要なインフラの整備など、重点育成分野における新産業を創出するための環境づくりに積極的・重点的に取り組んでいくこととしている。

この重点育成分野に、当該4分野を支え、山口大学工学部において技術集積のある「社会基盤(土木建築関係)」を加え、本特定事業に係る分野を、「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」「社会基盤」の5分野に特定する。

なお、関係機関における当該分野に係る産学官連携の取組状況は、以下のとおりである。

共同研究の分野別内訳(平成14年度実績)

	情報通信	環境	福祉医療	生活文化	社会基盤	その他	計
山口大学	10件	41件	42件	3件	21件	15件	132件
宇部高専		6件					6件
産業技術センター	2件	9件	3件	7件		4件	25件

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

宇部地域においては、山口大学、宇部工業高等専門学校を中心に、知的クラスター創成事業(文部科学省)や地域新生コンソーシアム研究開発事業(経済産業省)をはじめとする、産学官連携による研究開発プロジェクトが多数進んでいる。

特に、山口大学においては、平成14年に「産学公連携・創業支援機構」を設置し、産学官連携及び創業支援の抜本的強化を行い、学内外とのボーダレスな相互作用を通じて、地域産業の活性化と大学自身の活性化・飛躍を目指している。

この機構における主要機能(施設)については、以下のとおりであり、ハード的にも、管理・運営面においても一体的なものとなっている。

平成3年、学内研究者と民間企業研究者との共同研究を通じ科学技術の振興と地域社会の発展に貢献することを目的とする「山口大学地域共同研究開発センター」の開設(施設は平成5年度に整備)

平成9年、ベンチャー精神に富んだ創造的な大学院生や若手研究者の養成を目的とする「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー」の開設

平成15年春、山口大学発ベンチャーの起業支援等を行う「ビジネス・インキュベーション施設」の開設

一方、ベンチャー創業を阻害する要因として、「起業段階での資金調達の難しさ」という問題が常々浮き彫りになっており(注1)、ベンチャー育成に当たっては、創業時期における支援策の充実が大きな課題となっている。

また、平成14年に山口県が実施した「貸研究室・貸工場に関するアンケート調査」においても、 m^2 ・月当たりの使用料上限額について、1,000円以下を希望し

ている企業が35%を占めている（注2）。

注1）全国ニュービジネス協議会連合会等が平成14年に実施した「起業に当たっての制約（障害）要因についてのアンケート調査」によれば、起業に当たっての制約（障害）要因として以下の要因を挙げている。

- | | | |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 資金面 | 66% |
| 2 | 人材面 | 43% |
| 3 | 営業拡大面 | 28% |
| 4 | 規制面 | 27%（（回答数：373件、複数回答可） |

注2）「山口大学ビジネス・インキュベーション施設」の使用料は、1,206円/㎡・月。
同時期開設の「宇部市メディカル・クリエティブセンター」の使用料は、1,000円/㎡・月。

今般、「産学公連携・創業支援機構」に係る一連の施設整備がビジネス・インキュベーション施設（平成15年6月入居開始予定）の整備をもって終了し、新規事業の創出を図るための研究開発基盤が整備された。

これを契機として、ビジネス・インキュベーション施設をはじめとする産学公・創業支援機構内の試験研究施設の廉価使用による“利用しやすい環境づくり”を行うことにより、産学官連携による共同研究開発を促進する。

(2) 要件適合性を認めた根拠

法第22条第1号前段「当該国の機関における当該特定の分野に関する研究に関する国以外の者との交流の実績」について

ア．宇部地域においては、山口大学及び宇部工業高等専門学校という国の機関及び県産業技術センター等の学術研究機関を中心とした産学官共同研究が積極的に行われており、本特定事業に係る分野である「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」「社会基盤」における共同研究開発の取組実績も年間150件以上ある。また、山口大学地域共同研究開発センター研究協力会（会員数100社程度）において、企業とのリエゾン活動、共同研究が積極的に展開されている。

最近の交流事例としては、「太陽光発電を用いた省エネ型LEDサインパネルの実用化」や「携帯電話やパソコンで使用される高性能電池の開発」などの共同研究開発による事業化事例がある。また、平成14年度から「知的クラスター創成事業」により、次世代医療機器の開発・事業化を目指した産学官連携の取組みが精力的に進んでいる。

イ．平成13年9月に山口大学が山口大学教官を対象として実施した「起業意識調査」

によれば、「大学の研究成果をベースとした事業化や起業」については、96%が賛成の意向を示しており、「自分自身の研究成果に基づく事業化の例・予定」も多数みられるところである(注1)。

注1) 質問「自分自身の研究成果に基づく事業化の例・予定」に対する回答の概要

自分の研究成果をベースに民間企業が事業化したことがある……19名

現在、企業等での事業化が進みつつある……15名

現在、企業等への技術移転が進みつつある……11名

企業等への技術移転を計画中である……15名

自分の研究成果をベースに関係者が起業したことがある……2名

自分で企業したことがある……2名

(回答数281名)

ウ. 以上のことから、国以外の者との交流の実績が相当程度あるものとする。

法第22条第1号後段「当該交流の一層の促進を図ることが当該特定の分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと認めた理由」について

ア. のアに記載したとおり、山口大学においては、本特定事業に係る分野である「情報通信」「環境」「福祉・医療」「生活文化関連」「社会基盤」における共同研究開発の取組みが活発に行われているが、これは、「学内外とのボーダレスな相互作用を通じて、地域産業の活性化と大学自身の活性化・飛躍を目指す」という山口大学の基本的姿勢の現われである。

イ. このような山口大学の特定分野における積極的な産学公連携活動を背景として、本特例措置により大学施設の民間使用の促進が期待されるところであるが、当該施設の使用許可に当たり、教官からの継続的な技術指導を受けること及び大学の教育・研究活動の発展に寄与できる者であること等の選考基準の設定等により、民間への確実な技術移転を担保するとともに、研究の成果の提供等を通じて大学への技術移転が期待できることから、特定分野に関する研究の効率的推進に相当程度寄与するものと見込まれる。

法第22条第2号「当該特定の分野に関する研究と関連する研究を行う国以外の者の施設の集積見込み」について

ア．山口大学の医学部と工学部の連携を柱とする、いわゆる“医工連携”を背景とした「知的クラスター創成事業」により、国際的競争力を有する次世代医療機器の開発が進みつつあり、この研究・開発を支援するため、今春、医療福祉分野での共同研究開発施設「宇部市メディカル・クリエイティブセンター」が開設される。

イ．山口県が主体となって、産学官連携による共同研究開発を支援すること等を目的とする「山口県新事業創造支援センター」の整備を予定している。（平成15年度着工予定）

また、これに隣接して、貸工場施設である「宇部市中小企業事業化支援施設」などの、貸工場施設の整備が予定されている。（平成15年度着工予定）

ウ．以上のことから、宇部地域においては、今後とも、重点育成分野の振興等を目的とした多くの試験研究施設の整備が予定されており、国以外の施設が相当程度集積するものと見込まれる。

(3) 認定後の通知等の手続きの実施方法や弊害の防止措置の概要

基本方針では、「国立大学等の長が認定した結果を各省各庁の長に通知すること」とされており、文部科学省等の指示に基づき、適切に実施する。